

令和4年3月

お客さま各位

旧姓による預金口座開設の取扱いについて

淡路信用金庫では、女性活躍の社会づくりの一環として、令和元年11月5日より旧姓による預金口座の取扱いを行っております。

内閣府では、女性活躍の視点に立った制度等の整備として、婚姻等により戸籍上の氏（姓）が変わった場合でも、希望する方が、職場等で旧姓を通称として使い続けられるような取り組みを進めています。

当金庫におきましても、女性が活躍できる環境の整備に今後も取り組んでまいります。

記

1. 必要書類

- (1) 旧姓が併記された公的書類（本人確認書類）
- (2) 「旧姓使用届」（当金庫所定のもの）

2. その他

- (1) 男性のお客さまも、旧姓使用のお取扱いができます。
- (2) 当金庫のお取引において、旧姓と現姓の併用はできません。
- (3) 取引によっては、旧姓によるお取扱いができない場合があります。

以上

今日も楽しい おつきあい



淡路信用金庫